

鑑第 102 号  
平成 29 年 2 月 21 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察捜査用似顔絵指導員制度実施要領の制定について（通達）

捜査用似顔絵指導員の運用については、「岐阜県警察捜査用似顔絵指導員制度実施要領」（平成 22 年 3 月 1 日付け鑑第 104 号。以下「旧要領」という）により実施してきたところであるが、業務の合理化のため、指定書及び解除書を廃止し、新たに別添のとおり「岐阜県警察捜査用似顔絵指導員制度実施要領」を制定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧要領は廃止する。

## 別添

### 岐阜県警察捜査用似顔絵指導員制度実施要領

#### 1 目的

この要領は、捜査用似顔絵（以下「似顔絵」という。）に関して高度な知識と技能を有する職員を捜査用似顔絵指導員（以下「指導員」という。）として指定し、指導員による所属内における似顔絵の作成技術向上に向けた指導教養に資することを目的とする。

#### 2 指導員の設置

警察署に指導員を置くものとする。指導員は刑事部長が警察署長の申請に基づき、指定するものとする。

#### 3 指導員の任務

指導員は、所属内の職員に対しあらゆる機会を通じて似顔絵に関する指導教養を実施することを任務とする。

#### 4 指導員の指定

- (1) 警察署長は、所属内の警部補以下の階級（相当職を含む。）にある職員で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者の中から、指導員候補者を選出し、捜査用似顔絵指導員指定・解除承認申請書（様式第1号）により、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）を経由して刑事部長に申請するものとする。

ア 似顔絵の知識及び技術に優れ、かつ、指導力を有する者

イ 警察本部が主催する似顔絵講習会若しくは似顔絵指導員講習会の受講者又は似顔絵作成実績が豊富な者

- (2) 刑事部長は、警察署長から申請のあった職員が指導員として適任であると認めた場合は、指導員として指定するものとする。

- (3) 指導員の任期は、指定日から当該年度の末日（3月31日）までとする。

#### 5 指導員の解除

- (1) 警察署長は、指導員が任期の途中で他所属へ異動した場合、健康上の理由その他の理由により指定を解除しようとする場合は、速やかに捜査用似顔絵指導員指定・解除承認申請書により申請するものとする。

- (2) 刑事部長は、警察署長から指定の解除申請があった場合は、解除を承認するものとする。

#### 6 運用上の留意事項

- (1) 警察署長は、指導員を指揮して所属内における指導教養を実施し、所属職員の似顔絵作成技術の向上に努めるものとする。

- (2) 指導員は、所属内での指導教養のほか、自らが積極的に似顔絵を作成し、捜査等に資するものとする。

#### 7 捜査用似顔絵指導員名簿の作成

- (1) 鑑識課長は、捜査用似顔絵指導員名簿（様式第2号）を作成し、指定及び解除の都度、県下に通知するものとする。

- (2) 指導員の指定・解除等に関する事務は、刑事部鑑識課において行うものとする。

附 則（平成29年2月21日付け鑑第101号）

この要領は、平成29年4月1日から運用する。

※様式省略